

# 新型コロナウイルス感染症患者の 医療提供体制について

# 入院等の状況（R3.4.30時点）

## 入院等の状況（4月30日時点）

### ○直近一週間の新規感染者数の推移

4/24	4/25	4/26	4/27	4/28	4/29	4/30
<b>72</b>	36	32	44	60	51	52

⇒過去最多を更新（第3波までの最多は54人）

### ○入院患者の状況

	4/30
重症患者	10
軽・中等症患者	208

⇒第3波と比較して重症者数が多く、50歳未満の若い年代での重症化もみられる

### ○病床の状況

	4/30
重症病床占有率	18.9%
病床占有率	55.6%

⇒病床占有率、重症病床占有率ともに、引き続き高水準

# 患者の急増への対応

## 1. 受入病床のさらなる確保

- ・ 4月上旬から中旬にかけて各医療機関と個別に協議を行い、即応病床のさらなる確保と患者急増時における追加的な病床確保を依頼
- ・ 4月中旬以降の患者の急増を受け、各受入医療機関に対し、重症者、中等症患者の受入体制のさらなる強化を依頼（4/21）

※上記の依頼を受け、一部の医療機関では、予定入院・予定手術の調整により、病床の確保を検討いただいている。

⇒ **5月上旬までに、さらなる病床を確保予定**

## 2. 宿泊療養体制の強化

- ・ 対象年齢を段階的に65歳未満まで引き上げるなど入所基準を見直し、さらなる活用を推進
- ・ 現在確保している宿泊療養施設を145室まで増やすなど体制を増強するとともに、新たな宿泊療養施設を確保

⇒ **5月中を目途に新たな宿泊療養施設を整備**

## 3. 入院調整対象者の精査

- ・ 重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者を中心に入院調整し、軽症・無症状患者については、宿泊療養に加え、家庭内感染の増加に鑑み、本人にとって適切な場所での療養を確保する観点から、自宅療養を開始する

# 患者の急増への対応

## 4. 入院等調整中患者・自宅療養者のフォローアップ

- ・ パルスオキシメーターを配布（現在約650個確保、さらに400個を追加）するとともに、必要に応じて食事を配送
- ・ 自宅での過ごし方の留意点等を記載したパンフレットを配布
- ・ 体調等について、医師・看護師等の専門的な助言を受けることができる相談窓口を案内

## 5. 後方支援体制の確保

- ・ 医療機関の負荷軽減のため、関係団体等と連携し 回復患者の受入れを行う後方支援病院（介護老人保健施設を含む）の確保に向けて取組を実施

# 今後の感染拡大に備えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について

○3月24日付け事務連絡に基づき、各都道府県は「次の感染拡大に向けた医療提供体制の整備」及び「感染者急増時の緊急的な患者対応方針の決定」を行うことが求められている。

## 〈次の感染拡大に備えた医療提供体制〉

中間報告（4月末×）、体制整備（5月末×）

一般医療とコロナ医療を両立する医療提供体制の整備を前提に、以下について検討・見直しを行う

- 患者受入が実際に可能な最大のコロナ病床数の確保 ※医療機関と個別に書面での合意が必要
- 宿泊療養・自宅療養体制の確保
- 療養先調整・移送（搬送）体制、保健所体制、後方支援病院の確保等

## 〈感染者が短期間で急激に増加した時の緊急的な患者対応方針〉

対応方針の決定（4月末×）

今後の感染拡大に向けては、上記の取組を最大限実施していくことで対応することが基本となるが、感染拡大が短時間で急速に生じる場合もあり得ることから、感染者数の大幅増（例えば今冬の1日当たりの最大感染者数の2倍程度）を想定した「感染者が短期間で急激に増加した時の緊急的な患者対応方針」を決定する。

※上記については、一般医療を相当程度制限せざるを得ないものであり、緊急避難的な対応であることに留意する必要がある。

## 〈患者対応の一連の流れのチェックと医療提供体制を踏まえた感染状況のモニタリング〉

### 〈患者対応の一連の流れのチェック〉

一連の患者対応の状況や一般医療への影響度合いに関する確認項目について、各都道府県がモニタリングを行うことで、状況を確認し改善できる体制を構築すること（1週間に1回程度を基本に状況の確認）

### 〈医療提供体制を踏まえた感染状況のモニタリング〉

以下の2指標を参考に、アンリンク割合、感染者のうちクラスター関連の程度、年齢構成等を勘案のうえ、

「感染者が短期間で急激に増加した時の緊急的な患者対応方針」に基づく対応の必要性を判断

- 前週までの感染状況のモニタリングから算出される2週間後の新規感染者数が、最大確保病床で受け止められる1日当たりの最大新規感染者数を超えていないか確認
- 感染者が短期間に急増するような事態が生じていないかを確認

# 感染者急増時の緊急的な患者対応方針について

感染状況のモニタリングにより、「2週間後に1日当たり最大の新規感染者数を超える」、又は「感染者が短期間に急増するような事態」が想定される場合には、**一般医療を制限し緊急的な患者対応に移行するとともに、強力な感染対策を実施**することにより、可能な限り短期間で感染状況の改善につなげ、**早期に一般医療との両立が可能な状態に戻す**。

## (1) 最大新規感染患者数及び最大療養者数

- ①最大新規感染者数：108名を想定
- ②最大療養者数：約780名を想定

## (2) 患者の療養先の確保

### ①受入病床のさらなる確保

- ・即応病床のさらなる確保と患者急増時における追加的な病床確保を依頼

### ②宿泊療養体制の強化

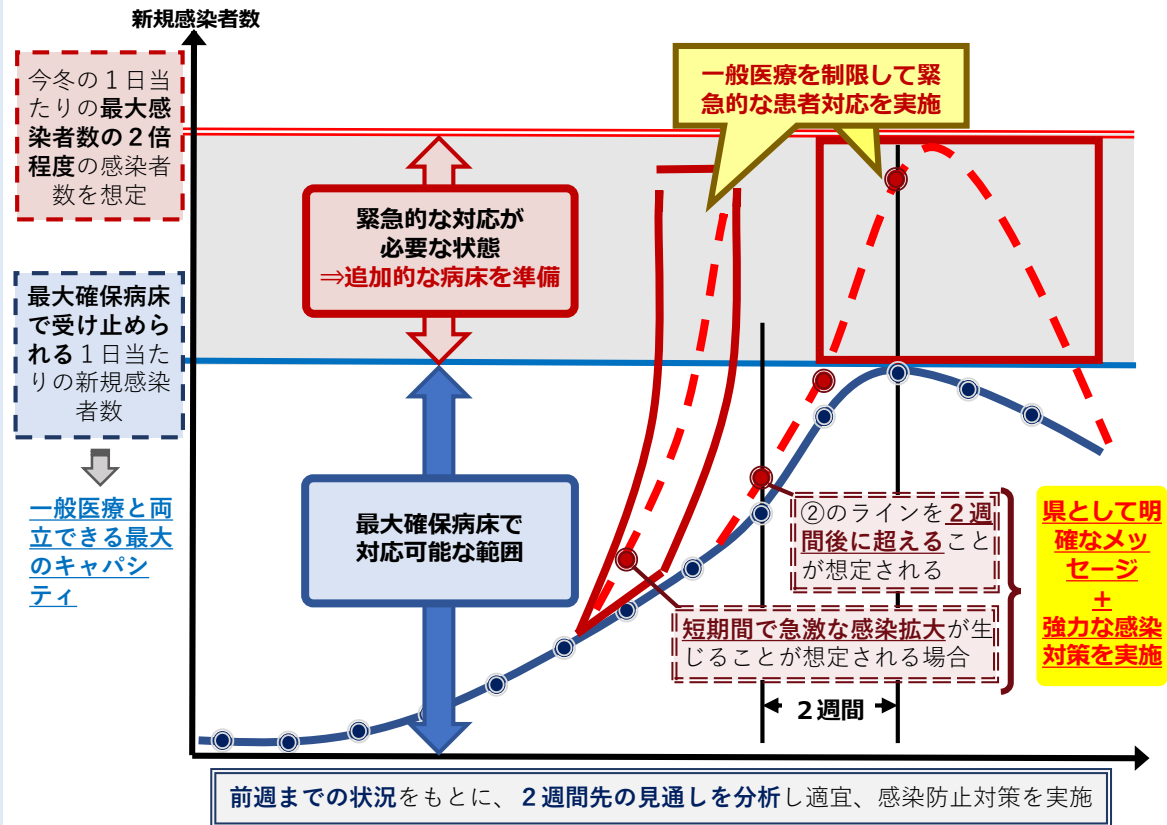
- ・入所基準を見直し、さらなる活用を推進
- ・受入体制を増強するとともに、新たな宿泊療養施設を確保

### ③入院等調整中患者・自宅療養者のフォローアップ

- ・パルスオキシメーターを配布するとともに、必要に応じて食事を配送
- ・健康フォローアップを徹底するとともに、医師等への相談体制を確保

## (3) 入院医療の必要性の精査

- ・重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者を中心に入院調整、軽症・無症状患者は、原則、宿泊・自宅療養



○「最大新規感染者数」については、今冬の最大の1日当たりの最大新規感染者数の2倍程度を想定

○「最大療養者数」については、国の算定ツールを用いて算出

○「最大新規感染者数」及び「最大療養者数」については、方針の検討に際し前提であり、体制整備を行う中での変更も想定